

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 清水 厚真殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博



### 直ちに団体交渉の開催を求める申し入れ

7月1日より、JR東海労働組合の大坪和彦組合員、西村泰弘組合員が御社、鳥飼事業所へ、熊澤守組合員が新大阪第二事業所へ出向しました。

6月末、3名の組合員は7月の勤務表を見て初めて夜勤が指定されていることを知りました。JR東海から出向の通知を受けて以降、勤務表を受け取るまで夜勤勤務の話はいっさいなく、驚きと怒りを禁じ得ません。最近、御社へ出向した社員でも鳥飼事業所での夜勤勤務者はいません。

よって、本人の承諾もない一方的な夜勤指定について納得がいきません。大坪組合員は、鳥飼車両基地から自宅まで往復約4時間も要する遠距離通勤を強いられていますし、熊澤組合員は、事前に健康上、夜勤指定を外して頂くよう申し入れていました。

よって、早急に3名の夜勤指定を撤回して頂くと共に、御社の出向者に対する勤務指定の認識と健康管理に対する見解、労働条件の詳細を明らかにして頂くために以下、団体交渉を直ちに開催されたく申し入れます。

### 記

1. 7月1日より大阪台車検査車両所から出向した大坪組合員と西村組合員、タイガー警備保障(株)より出向先が変更となった熊澤組合員の夜勤勤務を直ちに撤回して下さい。
2. 大坪組合員は往復約4時間を要する遠距離通勤となっています。夜勤勤務を撤回して下さい。
3. 熊澤組合員は、健康上、夜勤指定をされないよう、関西支社伊吹課長代理、第二事業所山口所長へ申し入れていました。早急に夜勤勤務を撤回して下さい。
4. 3名の組合員に夜勤勤務を指定した根拠を明らかにして下さい。
5. 何十年も日勤勤務に就いてきた組合員をいきなり夜勤指定することについて、何らの配慮も本人への承諾もありません。御社の見解を明らかにして下さい。

6. 今後、御社へ出向する社員へは、勤務種別や業務内容等の労働条件を丁寧に説明し、通勤時間、健康状態も考慮し、本人の承諾を得た社員のみを夜勤指定して下さい。
7. 年間休日等の労働条件の不明な点が多くあり解明したいと考えています。就業規則を提示して下さい。
8. 大阪台車検査車両所での勤務と出向後の勤務が連続7日間の勤務指定となっております。勤務指定についての根拠を明らかにして下さい。
9. 団体交渉の開催は7月中に開催して下さい。

以上